

第5次熊本県消費者基本計画・個別事業管理表(案)

| 基本的方向性                         | 施策                              | 施策(中項目)                            | 新NO | 旧NO | 事業名                           | 事業概要                                                                                                                                                      | 担当課   |
|--------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|-----|-----|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ■基本的方向性1<br>消費者被害の未然防止と早期救済の推進 | 1 県消費生活センターの専門的・広域的な機能の充実・強化    | (1)専門性の向上                          | 1   | 6   | 消費生活相談・啓発事業                   | 県消費生活センターの消費生活相談員を各種研修に参加させて、多種多様な消費生活相談への対応に必要な知識の習得と相談処理能力のレベルアップを図る。                                                                                   | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 2   | 11  | 県消費生活センターにおける苦情相談処理、あっせん処理    | 消費者被害の回復と未然防止を図るため、助言、あっせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を行う。                                                                                                  | 消費生活課 |
|                                |                                 | (2)関係機関と連携した専門的相談体制の確保             | 3   | 7   | 消費生活相談員資質向上事業                 | 県弁護士会と定期的な勉強会を開催し、解決困難事例の解決方法や法解釈等について理解を深め、消費生活相談処理能力の向上を図る。また、市町村からの参加も可能とする。                                                                           | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 4   | 12  | 消費者苦情処理委員会の開催                 | 消費者苦情の解決のため、あっせん・調停を行うとともに、必要な事項を審議するため、苦情処理委員会を開催する。                                                                                                     | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 5   | 13  | 臨床心理士配備事業                     | 臨床心理士を配備し、消費生活相談員等及び相談者に対して、心理・精神面から支援を実施する。                                                                                                              | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 6   |     | 多重債務者無料法律相談事業                 | 熊本県弁護士会及び熊本県司法書士会と連携し、多重債務者無料法律相談を実施する。                                                                                                                   | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 7   | 8   | 緊急な消費者被害情報の提供                 | 消費者被害の未然防止と拡大防止のため、寄せられる相談の中から悪質商法の新たな手口や重大事故情報等について、県のホームページへの掲載や市町村等の関係機関に情報提供するなど、緊急かつタイムリーに県民に対して注意喚起を行う。                                             | 消費生活課 |
|                                |                                 | (3)消費者等に対する情報発信                    | 8   | 9   | 生活情報の提供                       | 県消費生活センターに寄せられた相談を踏まえ、地元新聞社と連携し、県民に生活情報等を提供する。                                                                                                            | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 9   | 10  | 消費者月間記念事業の開催                  | 県民が消費生活への関心を持つきっかけとするため、「消費者月間」の5月に、相談会、相談窓口等の広報・啓発等を集中的に実施する。                                                                                            | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 10  | 14  | 消費生活広報事業                      | 消費者被害や多重債務問題といった潜在的な相談を掘り起し、消費者被害への注意喚起を行うため、テレビ等の広報媒体を活用して消費者被害の注意、消費生活センターのPRを行う。                                                                       | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 11  | 16  | 住宅情報提供・相談事業                   | 住宅情報の提供・住宅相談業務体制の整備を図るため、(一財)熊本県建築住宅センターが開設する相談所の運営・講習会等に要する費用の一部について補助を行う。                                                                               | 住宅課   |
|                                | 2 市町村における相談体制整備支援及び相談機能の強化支援    | (1)相談対応力の向上支援                      | 12  | 2   | 市町村における消費生活相談業務への支援           | 市町村の消費生活相談窓口の機能強化のため、相談業務や職員の意識啓発に必要な研修会や情報交換会等を実施するとともに、市町村消費生活相談員や行政職員に対する受入及び訪問による指導を行う。日常的な助言、指導はオンラインも活用し、丁寧に行う。また、市町村が行うあっせんに際して、求めに応じて立ち会う等の支援を行う。 | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 13  | 3   | 市町村に対する消費者被害情報提供              | 市町村における消費者啓発・情報提供を支援するため、県民に必要な重大事故情報等、タイムリーな消費者被害情報を市町村に提供する。                                                                                            | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 14  | 5   | 市町村に対する多重債務相談実施の支援            | 市町村における多重債務相談実施を支援するため、市町村担当職員に対して多重債務に関する研修を行う。                                                                                                          | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    |     | 2   | 市町村における消費生活相談業務への支援【再掲】       | 市町村の消費生活相談窓口の機能強化のため、相談業務や職員の意識啓発に必要な研修会や情報交換会等を実施するとともに、市町村消費生活相談員や行政職員に対する受入及び訪問による指導を行う。日常的な助言、指導はオンラインも活用し、丁寧に行う。また、市町村が行うあっせんに際して、求めに応じて立ち会う等の支援を行う。 | 消費生活課 |
|                                |                                 | (2)市町村への技術的支援                      |     | 3   | 市町村に対する消費者被害情報提供【再掲】          | 市町村における消費者啓発・情報提供を支援するため、県民に必要な重大事故情報等、タイムリーな消費者被害情報を市町村に提供する。                                                                                            | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 15  | 1   | 市町村の広域連携の支援                   | 単独では消費生活相談窓口の開設が困難な町村における相談体制を確立し、消費生活相談機能の向上を図るため、市町村間の広域連携推進に向けた取組を支援する。                                                                                | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 16  | 113 | 次世代消費生活相談員育成事業                | 次世代の消費生活相談を担える人材を育成するため、消費生活相談員資格取得支援講座を実施する。<br>消費者被害を早期に発見し、被害拡大、未然防止を図る人材を育成するため、消費生活相談支援担い手育成講座を実施する。                                                 | 消費生活課 |
|                                |                                 | (3)市町村における体制整備支援                   | 17  | 115 | 市町村相談体制整備支援                   | 国の交付金制度見直し後も、市町村の消費生活相談体制維持をはじめとする消費者行政の取組が推進されるよう、交付金の積極的な活用を案内するとともに、適宜情報提供等を行う。                                                                        | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    |     |     |                               |                                                                                                                                                           |       |
|                                |                                 |                                    |     |     |                               |                                                                                                                                                           |       |
|                                | 3 デジタル化の進展に対応した消費生活相談の充実        | (1)デジタル化の進展に対応した相談対応力の向上           | 18  | 77  | 消費生活相談員のスキルアップと市町村とのスキルの共有    | SNSIに関する相談に対応するため、県消費生活センターの相談員の専門性の向上を図るとともに、市町村に対して必要な知識や技術を共有する。                                                                                       | 消費生活課 |
|                                |                                 | (2)新たな相談支援システムの移行支援                | 19  |     | 消費生活相談新システム移行支援               | 県内の消費生活センターが円滑に新システムへ移行できるよう、適宜情報提供する。                                                                                                                    | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 20  | 66  | 市町村の消費者安全確保地域協議会設置及び情報提供の支援   | 地域における消費者被害の未然防止及び消費者被害の早期発見・救済のため、市町村の消費者安全確保地域協議会の設置を支援する。                                                                                              | 消費生活課 |
|                                | 4 配慮を要する消費者及び消費生活のグローバル化の進展への対応 | (2)熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の取組推進 | 21  | 15  | 市町村における見守りネットワーク体制構築の支援       | 高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。                                                                                                     | 消費生活課 |
|                                |                                 | (3)消費生活のグローバル化への対応                 | 22  | 67  | 訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルへの対応       | 訪日外国人・在留外国人の増加が見込まれ、外国人が取引の当事者となる消費者トラブルも増加することが懸念されるため、県消費生活センターでは関係機関と連携して対応する。                                                                         | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    |     |     |                               |                                                                                                                                                           |       |
|                                | 5 多重債務者に対する生活再生支援               | (1)庁内連携推進のための研修会の開催及び市町村庁内連携の推進    | 23  | 17  | 市町村の庁内連携体制構築の支援(消費生活相談)       | 複雑化、多様化している消費生活相談に対し、市町村の相談窓口で連携して適切に対応していくため、職員研修への講師派遣を行う。                                                                                              | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 24  | 18  | 市町村の庁内連携体制構築の支援(多重債務相談)       | 多重債務相談の掘り起こしを進めるため、多重債務問題に係る県多重債務者対策協議会メンバーとの協働により、職員研修への講師派遣、資料の提供等の庁内連携推進を支援する。                                                                         | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 25  | 19  | 多重債務者対策協議会の開催                 | 多重債務者対策の円滑な推進を図り、関係機関及び団体相互の連携を強化するため、熊本県多重債務者対策協議会及び専門部会を開催する。                                                                                           | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 26  | 20  | 生活再生支援対策研修会の実施                | 多重債務問題をはじめとする様々な問題を抱える生活困窮者の生活再建を支援するため、徴収・督促事務を行う行政職員に対し研修会を実施する。                                                                                        | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 27  | 21  | 熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業(家計改善支援事業) | 家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、必要な資金の貸付のあっせんを行う。                                                                                                | 社会福祉課 |
|                                |                                 | (2)多重債務者等の生活再生支援の推進                | 28  | 22  | 消費者自立のための生活再生総合支援事業           | 債務整理後の生活再生に向けた家計診断・生活指導を行うとともに、必要に応じて、生活再生中に発生した臨時的な生活資金に対する貸付を行うなど、債務整理から生活再生までの一貫した支援を、民間団体と連携して実施する。                                                   | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 29  | 23  | 多重債務者生活再生支援事業に係る広報            | 潜在化している多重債務者の掘り起こしを図るため、多重債務者生活再生支援事業を広く県民に周知する。                                                                                                          | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    |     | 5   | 市町村に対する多重債務相談実施の支援【再掲】        | 市町村における多重債務相談実施を支援するため、市町村担当職員に対して多重債務に関する研修を行う。                                                                                                          | 消費生活課 |
|                                | ■基本的方向性2<br>消費生活の安全・安心の確保       | (1)商品・サービスの安全性の確保                  | 30  | 24  | 県消費生活センターにおける商品テストの実施         | 衣食住の危害危険や品質に関する消費者被害の未然防止と救済を図るため、相談・苦情品について原因究明のための商品テストを実施する。                                                                                           | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 31  | 25  | 消費生活用製品安全法に基づく指導及び啓発          | 消費生活用製品の安全性の確保のため、事業者に対し立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。                                                                                                 | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 32  | 65  | 消費者安全法に基づく重大事故情報等の適正処理        | 消費者被害の拡大防止のため、消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、早急に消費者庁に情報提供を行う。                                                                                         | 消費生活課 |
|                                |                                 |                                    | 33  | 29  | 福祉サービス第三者評価結果の公表              | 福祉サービスの質の向上及び利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、福祉サービス第三者評価結果を公表する。                                                                                                   | 社会福祉課 |
|                                |                                 |                                    | 34  | 30  | 社会福祉法人・施設に対する指導監査結果の公表        | 社会福祉法人・施設の利用希望者の選択に資するため、県のホームページ等により社会福祉法人・施設に対する指導監査結果を公表する。                                                                                            | 社会福祉課 |

第5次熊本県消費者基本計画・個別事業管理表(案)

| 基本的方向性 | 施策             | 施策(中項目)                | 新NO | 旧NO | 事業名                                                 | 事業概要                                                                                                                                | 担当課       |
|--------|----------------|------------------------|-----|-----|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|        |                |                        | 35  | 31  | 医療機能情報提供事業                                          | 病院等の適切な選択に資するため、病院、診療所及び助産所が県に報告する医療機能に関する一定の情報について、全国統一システム「医療情報ネット」に掲載し、分かりやすく県民へ提供する。                                            | 医療政策課     |
|        |                |                        | 36  | 43  | 医療安全相談事業                                            | 医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対して中立的な立場で対応し、医療提供施設や患者・住民に対する助言及び情報提供を行う。                                                                     | 医療政策課     |
|        |                |                        | 37  | 33  | 医薬品等安全確保対策事業(薬事監視指導、毒物劇物営業者への監視・指導、業務上取扱者への立入調査・指導) | 医薬品等の品質管理や有効性・安全性を確保するため、薬局及び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行う。                                                   | 薬務衛生課     |
|        |                |                        | 38  | 42  | 生活衛生環境確保対策事業                                        | 公衆衛生の見地から、県民の日常生活に極めて深い関係のある理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場等の衛生水準の維持向上を図るため、営業施設への監視指導を行う。                                              | 薬務衛生課     |
|        |                |                        | 39  | 46  | 計量教室                                                | 計量記念日(11月1日)関連行事として、計量についての知識や計量法上の特定商品・特定計量器などの計量制度の普及啓発のため、県内各地域で住民向けの「計量教室」を開催する。                                                | 産業技術センター  |
|        |                |                        | 40  | 44  | 旅行業立入検査                                             | 旅行者の実際の活動状況をより正確に把握して旅行業法第1条の定める目的を達成するため、旅行者に対し、立入検査を実施する。                                                                         | 観光振興課     |
|        |                |                        | 41  | 45  | 宅地建物取引業事務所調査                                        | 宅地建物取引業の適正な運営を確保し、消費者に対する被害の未然防止につなげるため、事務所調査により、業務に関し適切な指導・監督を行う。                                                                  | 建築課       |
|        |                | (2)食の安全・安心の確保          | 42  | 27  | 食品衛生に係る啓発指導                                         | 食品衛生に関する意識の向上を図るため、県民及び食品等事業者を対象として、パンフレット、ビデオ等による講習会を実施する。                                                                         | 健康危機管理課   |
|        |                |                        | 43  | 35  | 食品営業監視事業                                            | 飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため、食品営業申請者に対する事前指導及び営業施設への監視指導を行う。                                                                              | 健康危機管理課   |
|        |                |                        | 44  | 36  | 食品の流通段階における安全性確保                                    | 県内に流通する食品について、食品の成分規格、食品添加物、残留農薬、アレルゲン等の検査を行う。                                                                                      | 健康危機管理課   |
|        |                |                        | 45  | 37  | と畜検査事業                                              | 県内のと畜場で処理される獣畜について、食用可否を判断し安全な食肉を提供するため、と畜検査を行うとともに、と畜場への衛生指導等を行う。                                                                  | 健康危機管理課   |
|        |                |                        | 46  | 38  | 畜水産物食品安全対策事業                                        | 畜水産食品(乳、食肉、卵、魚介類)の安全性の確保を図るため、食品衛生法に定める基準に関する試験検査を実施し、と畜場及び大規模食鳥処理場に対して外部検証等を実施する。                                                  | 健康危機管理課   |
|        |                |                        | 47  | 39  | 食鳥肉処理安全対策事業                                         | 安全な食鳥肉を提供するため、県内の大規模食鳥処理場で処理される食鳥について食鳥検査を行うとともに、食鳥処理場への衛生指導を行う。                                                                    | 健康危機管理課   |
|        |                |                        | 48  | 26  | 食の安全安心に関する出前講座やセミナー等の開催                             | 食の安全安心に関する県民の知識の普及や理解促進のため、消費者等の関心の高いテーマ(食品表示、食品添加物等)を設定した食の安全セミナー等を開催するとともに、食品表示制度や食の安全性確保に関する取組みについての出前講座や食品適正表示推進者講習会等も積極的に実施する。 | くらしの安全推進課 |
|        |                |                        | 49  | 32  | 食の安全安心確保に係る情報提供                                     | 食の安全安心確保のため、食の安全に関する県の施策や関係団体の取組について、県のホームページ(食の安全安心ポータルサイト)等を活用し、県民へ積極的な情報提供を行う。                                                   | くらしの安全推進課 |
|        |                |                        | 50  | 34  | 食品検査体制整備                                            | 食品の安全性確保のため、生産から流通に至る各段階における、添加物や残留農薬等の検査を実施するための機器等の整備を行う。                                                                         | くらしの安全推進課 |
|        |                |                        | 51  | 40  | くまもと食の安全安心県民会議等の運営                                  | 食の生産から消費に至る各段階の関係団体、学識経験者により構成する「くまもと食の安全安心県民会議」等を開催・運営し、それぞれの役割に応じて連携した取組を行う体制づくりを進める。                                             | くらしの安全推進課 |
|        |                |                        | 52  | 41  | 食の安全110番                                            | 食の安全安心に係る相談・苦情等の総合窓口(食の安全110番)を設置し、関係課と連携を図りながら、県民に対する迅速・的確な対応及び情報提供を行う。                                                            | くらしの安全推進課 |
|        | 2 消費者取引の適正化    | (1)各種法令等に基づく不当な取引行為の防止 | 53  | 48  | 関係行政機関や事業者等に対する改善要求や指導・制度改正に係る情報提供                  | 消費者被害の未然防止、拡大防止のため、事業者・事業者団体に対して改善要求等を行うとともに、国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。                                  | 消費生活課     |
|        |                |                        | 54  | 50  | 消費生活条例、特定商取引法、家庭用品品質表示法に基づく申出制度の啓発                  | 消費者の利益の擁護を図るため、消費者等の利益が害される恐れがあると認める場合等に、消費者が知事又は主務大臣に対し、適切な措置を求めることのできる申出制度についての啓発を行う。                                             | 消費生活課     |
|        |                |                        | 55  | 55  | 消費生活関係法令等に基づく行政処分・行政指導の実施                           | 不当な取引行為を行う事業者に対し、県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、特定商取引法等に基づき、適切な行政処分及び行政指導を行う。                                                         | 消費生活課     |
|        |                |                        | 56  | 4   | 市町村との事業者情報の共有・連携強化                                  | 消費者取引の適正化のため、悪質事業者への法執行に繋がるような情報を集約することを目的とし、会議や研修において、市町村と過去の行政処分・行政指導等の情報を共有することによって、市町村からの情報提供に関する働きかけを行う。                       | 消費生活課     |
|        |                |                        | 57  | 51  | 液化石油ガス販売事業者等指導事業                                    | 液化石油ガスの保安の確保等のため、液化石油ガス販売事業者等に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査等を実施する。                                                          | 消防保安課     |
|        |                |                        | 58  | 52  | ヤミ金融事犯の取締りの強化                                       | ヤミ金融事犯に対して、適切な被害者対策を推進するとともに、取締りを強化する。                                                                                              | 警察本部生活環境課 |
|        |                |                        | 59  | 53  | 不当な取引行為等取締り                                         | 悪質商法事犯等に対して、県内の消費生活センターをはじめ、関係機関との連携を強化し、被害相談に的確に対応するとともに、法令を多角的に活用した取締りを推進する。                                                      | 警察本部生活環境課 |
|        |                | (2)適格消費者団体との連携         | 60  | 49  | 適格消費者団体の活動支援                                        | 消費者の利益の擁護を図るため、事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体の活動を支援する。                                                                         | 消費生活課     |
|        | 3 適正な表示の確保     |                        | 61  | 56  | 不当景品類及び不当表示防止法に基づく行政指導等の実施                          | 商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止し、消費者の利益を守るため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、行政処分及び行政指導を行う。                                                  | 消費生活課     |
|        |                |                        | 62  | 57  | 家庭用品品質表示法に基づく立入検査の実施                                | 家庭用品の品質に関する表示の適正化のため立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。                                                                               | 消費生活課     |
|        |                |                        | 63  | 58  | 電気用品安全法に基づく立入検査                                     | 電気用品の安全性の確保のため、電気用品販売店を対象に、九州経済産業局が選定した電気用品等について、電気用品安全法に定められた表示がなされているかの検査を実施する。                                                   | 消防保安課     |
|        |                |                        | 64  | 59  | 食品表示法に基づく衛生事項の指導等                                   | アレルゲンや添加物等の食品表示(衛生事項)の適正表示をするため、事業者や消費者からの相談体制を整備するとともに、被疑情報に対する立入指導等を実施する。                                                         | 健康危機管理課   |
|        |                |                        | 65  | 60  | 健康増進法及び食品表示法に基づく指導等                                 | 消費者へ食品選択の適切な情報を提供するため、栄養表示や食品の行き過ぎた広告等表示に関する事業者への指導を行うとともに、事業者、消費者からの相談対応や制度の啓発活動を行う。                                               | 健康づくり推進課  |
|        |                |                        | 66  | 61  | 食品表示ウォッチャー事業                                        | 県内の食品販売店における食品表示の適正化を図るため、県民のボランティアによる協力を得て、食品表示状況をモニターする熊本県食品表示ウォッチャーを設置する。                                                        | くらしの安全推進課 |
|        |                |                        | 67  | 62  | 食品表示法に基づく行政指導(食品表示法に基づく品質表示の適正化推進)                  | 食品の適正表示を推進するため、巡回調査・指導や疑義情報に対する立入検査等を実施する。                                                                                          | くらしの安全推進課 |
|        |                |                        | 68  |     | 食品適正表示推進者講習会                                        | 食品表示の更なる適正化に向けて、消費者への正確な情報提供等を推進する食品適正表示推進者の育成及び設置を図る。                                                                              | くらしの安全推進課 |
|        |                |                        | 69  |     | 産地偽装対策(産地偽装110番)                                    | あらゆる農林畜水産物(生鮮食品)やその加工食品の偽装情報を受け付け産地偽装110番を活用して、広く県民に情報提供を呼びかけ、食品の偽装が疑われる情報を得た場合には、関係機関と連携し、事実の解明に努めるとともに、必要な措置を行う。                  | くらしの安全推進課 |
|        |                |                        |     | 41  | 食の安全110番【再掲】                                        | 食の安全安心に係る相談・苦情等の総合窓口(食の安全110番)を設置し、関係課と連携を図りながら、県民に対する迅速・的確な対応及び情報提供を行う。                                                            | くらしの安全推進課 |
|        |                |                        | 70  | 63  | 商品量目立入調査                                            | 計量法で指定された生活上大切な特定商品(食品、燃料、油脂、洗剤等)の安心な取引のため、商品の量目や表示について販売事業者や製造事業者への立入検査を行う。                                                        | 産業技術センター  |
|        |                |                        | 71  | 64  | 特定計量器立入検査                                           | 計量法で指定された特定計量器のうち特に生活の安心に関係の深い、水道メーター、ガスメーター、燃料油メーター、タクシーメーター、はかり等の適正な使用について販売事業者等への立入検査を行う。                                        | 産業技術センター  |
|        | 4 生活関連物資等の安定確保 |                        | 72  | 47  | 熊本県生活協同組合連合会との災害救助に必要な物資の調達と災害時における物価の安定に関する基本協定    | 県と熊本県生活協同組合連合会とが締結した基本協定に基づき、災害時に救援物資の調達と生活関連物資の調達及び安定供給を行う。                                                                        | 消費生活課     |



第5次熊本県消費者基本計画・個別事業管理表(案)

| 基本的方向性               | 施策                        | 施策(中項目)                | 新NO | 旧NO | 事業名                                                  | 事業概要                                                                                                                                | 担当課                       |
|----------------------|---------------------------|------------------------|-----|-----|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
|                      | 5 災害時における消費生活の安心の確保       |                        | 73  | 72  | 被災者の生活再生支援                                           | 自然災害による被災を含む消費生活上の様々な課題を抱える方々の生活再生のため、相談を受け、多様なメニューを活用し、相談者が自立的な生活を送るための支援を行う。                                                      | 消費生活課                     |
|                      |                           |                        | 74  | 75  | 被災市町村の相談窓口への支援                                       | 被災した市町村の消費生活相談窓口機能を補完するため、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターと連携し、消費者ホットライン188(いいや)の活用を図る。                                                         | 消費生活課                     |
|                      |                           |                        | 47  | 47  | 熊本県生活協同組合連合会との災害救助に必要な物資の調達と災害時における物価の安定に関する基本協定【再掲】 | 県と熊本県生活協同組合連合会とが締結した基本協定に基づき、災害時に救援物資の調達と生活関連物資の調達及び安定供給を行う。                                                                        | 消費生活課                     |
|                      |                           |                        | 75  | 76  | 熊本県酪農業協同組合連合会との地震災害時等における救援物資の提供に関する協定               | 県と熊本県酪農業協同組合連合会とが締結した協定に基づき、地震災害時等に常温保存可能な牛乳、乳飲料等を無償で提供する。                                                                          | 畜産課                       |
|                      |                           |                        | 76  | 74  | 復興関係公共事業等住宅再建支援事業(二重ローン対策)                           | 熊本地震で自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合に、既存住宅の利子相当額を補助する。復興関係公共事業等の理由により令和2年3月31日までに住宅の再建が完了しなかった方について補助を継続する。 | 住宅課                       |
| ■基本的方向性3<br>消費者教育の推進 | 1 ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進 | (1)学校等における消費者教育の推進     | 77  | 78  | 学校における消費者教育の推進                                       | 教育活動の全体を通じて、幼児、児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育の実施又は実施のための支援を行う。また、消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活動できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。       | 高校教育課<br>義務教育課<br>特別支援教育課 |
|                      |                           |                        | 78  | 79  | 情報教育活動の支援                                            | 情報モラル教育の充実のため、出前講座等を実施する。                                                                                                           | 教育政策課                     |
|                      |                           |                        | 79  | 80  | 私立学校における消費者教育の支援                                     | 消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活用できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。                                                               | 私学振興課                     |
|                      |                           |                        | 80  | 84  | 高校生等のための消費生活講座の実施                                    | 成年年齢の引き下げに伴い、成年を境に消費者被害が急増する状況を踏まえ、学校教育と連携し、高校生等を対象とした消費生活講座を実施する。                                                                  | 消費生活課                     |
|                      |                           |                        | 81  | 87  | 水銀フリー推進事業                                            | 水銀フリー社会の実現に向けて国内外に対し、先導的に情報発信を行っていく。                                                                                                | 環境政策課                     |
|                      |                           |                        | 82  | 89  | 県民ゼロカーボン行動促進事業                                       | 脱炭素社会の実現に向け、県民・事業者等の行動変容を促し、「2050年県内CO2排出実質ゼロ」に向けた取組みを加速化させる。                                                                       | 環境立県推進課                   |
|                      |                           |                        | 83  | 81  | 若年層への食の安全に関する学習機会の提供                                 | 若年層の食品衛生や食品表示等の食の安全に関する知識の習得を促進するため、中学生や高校生を対象とした講座等を開催する。                                                                          | くらしの安全推進課                 |
|                      |                           |                        | 84  | 83  | 携帯電話のフィルタリングの周知・啓発                                   | 県青少年保護育成条例に基づき、携帯電話のフィルタリングについての周知・啓発を実施する。                                                                                         | くらしの安全推進課                 |
|                      |                           |                        | 85  | 82  | 食育・米消費拡大対策                                           | 米の消費拡大を図るため、日本型食生活や朝ごはん摂取の啓発活動及び地産地消、食育、農業への理解活動を推進する。                                                                              | 農産園芸課                     |
|                      |                           |                        | 86  | 96  | くまもとの森林環境教育推進事業                                      | 消費者に森林の働きや木材の良さを理解してもらうため、県民へ木のぬくもりや香りに親しむ環境を提供し体感してもらう教育活動である「木育」を推進する。                                                            | 林業振興課                     |
|                      |                           |                        | 87  | 85  | 大学等への消費生活情報の提供                                       | 消費者被害の未然防止と被害拡大防止のため、大学生等への消費生活相談窓口の周知を図るとともにタイムリーな消費者被害の情報提供を行う。                                                                   | 消費生活課                     |
|                      |                           | (2)職域、地域社会における消費者教育の推進 | 88  | 86  | 消費者意識の向上に向けた支援                                       | 複雑化・多様化している消費者トラブルの未然防止のため、各市町村担当者等に消費者教育の必要性について啓発を行うとともに、必要な情報の提供を行う。                                                             | 社会教育課                     |
|                      |                           |                        |     | 27  | 食品衛生に係る啓発指導【再掲】                                      | 食品衛生に関する意識の向上を図るため、県民及び食品等事業者を対象として、パンフレット、ビデオ等による講習会を実施する。                                                                         | 健康危機管理課                   |
|                      |                           |                        | 89  | 28  | 健康食生活・食育推進における普及啓発                                   | 「熊本県健康食生活・食育推進計画」に基づき、6月の「食育月間」や各種イベント等で、関係者と協働して、食育の推進にかかる県民の意識啓発のための取組みを実施する。                                                     | 健康づくり推進課                  |
|                      |                           |                        |     | 60  | 健康増進法及び食品表示法に基づく指導等【再掲】                              | 消費者へ食品選択の適切な情報を提供するため、栄養表示や食品の行き過ぎた広告等表示に関する事業者への指導を行うとともに、事業者、消費者からの相談対応や制度の啓発活動を行う。                                               | 健康づくり推進課                  |
|                      |                           |                        | 90  | 92  | 消費生活出前講座・金融関連消費者教育推進事業                               | 消費者被害の未然防止と消費者の自立の支援及び金融教育の推進のため、市町村、老人会、事業所、大学等に出向いて消費生活に関する講座を行う。                                                                 | 消費生活課                     |
|                      |                           |                        |     | 15  | 市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】                          | 高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。                                                                               | 消費生活課                     |
|                      |                           |                        |     | 10  | 消費者月間記念事業の開催【再掲】                                     | 県民が消費生活への関心を持つきっかけとするため、「消費者月間」の5月に、相談会、相談窓口等の広報・啓発等を集中的に実施する。                                                                      | 消費生活課                     |
|                      |                           |                        |     | 87  | 水銀フリー推進事業【再掲】                                        | 水銀フリー社会の実現に向けて国内外に対し、先導的に情報発信を行っていく。                                                                                                | 環境政策課                     |
|                      |                           |                        | 91  | 88  | 地球温暖化防止活動推進事業                                        | 「2050年県内CO2排出実質ゼロ」を実現するため、県の地球温暖化防止活動推進センターを通して、地球温暖化防止活動推進員や地域協議会への支援を行い、県民、事業者の意識改革や省エネ行動等を促進する。                                  | 環境立県推進課                   |
|                      |                           |                        |     | 89  | 県民ゼロカーボン行動促進事業【再掲】                                   | 脱炭素社会の実現に向け、県民・事業者等の行動変容を促し、「2050年県内CO2排出実質ゼロ」に向けた取組みを加速化させる。                                                                       | 環境立県推進課                   |
|                      |                           |                        |     | 26  | 食の安全安心に関する出前講座やセミナー等の開催【再掲】                          | 食の安全安心に関する県民の知識の普及や理解促進のため、消費者等の関心の高いテーマ(食品表示、食品添加物等)を設定した食の安全セミナー等を開催するとともに、食品表示制度や食の安全性確保に関する取組みについての出前講座や食品適正表示推進者講習会等も積極的に実施する。 | くらしの安全推進課                 |
|                      |                           |                        |     | 32  | 食の安全安心確保に係る情報提供【再掲】                                  | 食の安全安心確保のため、食の安全に関する県の施策や関係団体の取組について、県のホームページ等(食の安全安心ポータルサイト)を活用し、県民へ積極的な情報提供を行う。                                                   | くらしの安全推進課                 |
|                      |                           |                        | 92  | 90  | 環境学習事業                                               | 環境への負荷を少なくするライフスタイルを学び、考え、日常生活で実践することを目的に、子どもたちが楽しく学べるイベント等を開催する。                                                                   | 環境センター                    |
|                      |                           |                        | 93  | 91  | 出前講座事業                                               | 環境センターの環境指導員やエコロジスト・リーダー及び環境教育指導者(各分野の専門家や大学教授)を派遣し、環境学習(出前講座)を行う。                                                                  | 環境センター                    |
|                      |                           |                        |     | 46  | 計量教室【再掲】                                             | 計量記念日(11月1日)関連行事として、計量についての知識や計量法上の特定商品・特定計量器などの計量制度の普及啓発のため、県内各地域で住民向けの「計量教室」を開催する。                                                | 産業技術センター                  |
|                      |                           |                        | 94  | 94  | 地下水と土を育む農業等の推進                                       | 熊本の宝である地下水と土を50年先、100年先の未来に引き継ぐため、「地下水と土を育む農業」に対する県民の理解を促進し、その農産物の積極的な購入を通じて農家を支える県民運動を推進する。                                        | 農業技術課                     |
|                      |                           |                        | 95  | 95  | 県内農林水産物等の地産地消推進                                      | 県民や生産者、関係事業者及び関係機関における県内農林水産物等の優先的な活用や熊本の食文化等への理解促進のため、地産地消の推進に向けた取組を推進する。                                                          | 流通アグリビジネス課                |
|                      |                           |                        |     | 96  | くまもとの森林環境教育推進事業【再掲】                                  | 消費者に森林の働きや木材の良さを理解してもらうため、県民へ木のぬくもりや香りに親しむ環境を提供し体感してもらう教育活動である「木育」を推進する。                                                            | 林業振興課                     |
|                      |                           |                        | 96  | 97  | 防犯講習会(学校、地域、事業者等向け)                                  | 振り込み詐欺や悪質商法等による被害防止のため、学校、地域における各種会合、関係事業者等を対象に、現状や対処法についての講話を実施する。                                                                 | 警察本部<br>生活安全企画課<br>生活環境課  |
|                      |                           |                        | 97  | 98  | トラブル対処法等被害防止講話                                       | サイバー犯罪被害防止のため、県内の学校、保護者、教育関係者等を対象に、インターネットや携帯電話等に関するトラブルの現状とその対処法についての講話を実施する。                                                      | 警察本部<br>サイバー犯罪対策課         |

第5次熊本県消費者基本計画・個別事業管理表(案)

| 基本的方向性                           | 施策                | 施策(中項目)           | 新NO | 旧NO | 事業名                                | 事業概要                                                                                                                          | 担当課                       |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|-----|-----|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
|                                  | 2 消費者教育の連携と人材育成   | (1)多様な主体との連携促進    | 98  | 99  | 消費者団体の自主的活動の支援                     | 消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、県ホームページ等で主催事業に参加を周知し、消費者への啓発活動等について支援する。                                                              | 消費生活課                     |
|                                  |                   |                   | 99  | 100 | 消費者教育推進地域協議会の開催                    | 消費者教育を推進するため、消費者教育推進地域協議会を開催し、有識者の意見を聴き、施策に反映させる。                                                                             | 消費生活課                     |
|                                  |                   |                   | 100 | 101 | 市町村消費生活推進研修事業                      | 市町村消費者行政担当職員・消費生活相談員に対して、消費者行政・相談窓口対応業務の基本的な知識、及び応用的な事項について研修を行う。                                                             | 消費生活課                     |
|                                  |                   |                   |     | 15  | 市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】        | 高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。                                                                         | 消費生活課                     |
|                                  |                   | (2)消費者教育の担い手育成    |     | 78  | 学校における消費者教育の推進【再掲】                 | 教育活動の全体を通じて、幼児、児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育の実施又は実施のための支援を行う。また、消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活動できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。 | 高校教育課<br>義務教育課<br>特別支援教育課 |
|                                  |                   |                   | 101 | 102 | 高等学校教員に対する消費者教育の推進                 | 高等学校教員に対して、消費者教育を推進できるよう支援する。                                                                                                 | 高校教育課                     |
|                                  |                   |                   | 102 | 103 | 小中学校教員に対する消費者教育の推進                 | 教員に対して、学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。                                                                                         | 義務教育課                     |
|                                  |                   |                   | 103 | 104 | 特別支援学校教員に対する消費者教育の推進               | 教員に対して、学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。                                                                                         | 特別支援教育課                   |
|                                  |                   |                   | 104 | 107 | 研修事業(経験者研修)                        | 学習指導要領の内容を具現化するため、消費者教育の現状とその必要性について理解を深め、社会科、家庭科の教科研修を中心に授業指導力を育成する研修を行う。また、消費生活センターと連携し、本県の消費者問題を踏まえた教育実践について演習を交えた研修を行う。   | 教育センター                    |
|                                  |                   |                   | 105 | 108 | 私立高等学校等経常費助成費補助事業                  | 消費者教育を行っている私立高等学校に対し、経常費助成額を加算する。                                                                                             | 私学振興課                     |
|                                  |                   |                   | 106 | 109 | 「親の学び」推進事業                         | くまもと家庭教育支援条例に基づき、すべての保護者に対し、家庭教育の重要性を周知・啓発するとともに、親としての学びを深める「親の学び」講座の普及に取り組む。また、講座を推進する人材養成研修において消費者教育に係る情報提供を行う。             | 社会教育課                     |
|                                  |                   |                   | 107 | 110 | 民生委員・児童委員一般研修会                     | 複雑・多様化した住民の福祉ニーズに適切に対応するため、民生委員・児童委員に対し実践活動の強化に資する研修を行う。(研修テーマの一部に消費生活分野を設定)                                                  | 健康福祉政策課地域<br>支え合い支援室      |
|                                  |                   |                   |     | 15  | 市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】        | 高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。                                                                         | 消費生活課                     |
|                                  |                   | (1)食品ロス削減に係る取組の推進 | 108 | 68  | 「県食品ロス削減推進計画」に関する推進体制の整備           | 令和8年3月に策定した県第2計画に基づき、消費者等の行動変容につながる4つの行動を食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」として重点的に推進する。                                                 | 消費生活課                     |
|                                  |                   |                   | 109 | 69  | ごみゼロ県民運動推進事業                       | 食品廃棄物の減量化に向け、「くまもと食べきり運動」など、県民・事業者・行政が連携した取組を展開する。                                                                            | 循環社会推進課                   |
|                                  |                   |                   | 110 | 70  | エンカル消費に関する普及・啓発の推進                 | 「エンカル消費」の周知に向け、消費者教育コーディネーターが作成した教材の活用、学校訪問等でエンカル消費講座の案内を行うなどにより、その普及啓発を推進する。                                                 | 消費生活課                     |
|                                  |                   |                   | 111 | 71  | 食品ロス削減に係る出前講座                      | 食品ロス削減に係る基本的な事項について記載した消費者教材を作成し、県内高等学校等を対象に、消費者教育コーディネーターによる出前講座を実施する。                                                       | 消費生活課                     |
|                                  |                   |                   | 112 |     | カスタマーハラスメントの周知・啓発                  | カスタマーハラスメント防止のため、県ホームページ等で県民に周知・啓発を実施する。                                                                                      | 消費生活課                     |
|                                  |                   |                   | 28  |     | 健康食生活・食育推進における普及啓発【再掲】             | 「熊本県健康食生活・食育推進計画」に基づき、6月の「食育月間」や各種イベント等で、関係者と協働して、食育の推進にかかる県民の意識啓発のための取組みを実施する。                                               | 健康づくり推進課                  |
|                                  |                   |                   | 82  |     | 食育・米消費拡大対策【再掲】                     | 米の消費拡大を図るため、日本型食生活や朝ごはん摂取の啓発活動及び地産地消、食育、農業への理解活動を推進する。                                                                        | 農産園芸課                     |
|                                  |                   |                   | 87  |     | 水銀フリー推進事業【再掲】                      | 水銀フリー社会の実現に向けて国内外に対し、先導的に情報発信を行っていく。                                                                                          | 環境政策課                     |
|                                  |                   |                   | 88  |     | 地球温暖化防止活動推進事業【再掲】                  | 「2050年県内CO2排出実質ゼロ」を実現するため、県の地球温暖化防止活動推進センターを通して、地球温暖化防止活動推進員や地域協議会への支援を行い、県民、事業者の意識改革や省エネ行動等を促進する。                            | 環境立県推進課                   |
|                                  |                   |                   | 89  |     | 県民ゼロカーボン行動促進事業【再掲】                 | 脱炭素社会の実現に向け、県民・事業者等の行動変容を促し、「2050年県内CO2排出実質ゼロ」に向けた取組みを加速化させる。                                                                 | 環境立県推進課                   |
|                                  |                   |                   | 90  |     | 環境学習事業【再掲】                         | 環境への負荷を少なくするライフスタイルを学び、考え、日常生活で実践することを目的に、子どもたちが楽しく学べるイベント等を開催する。                                                             | 環境センター                    |
|                                  |                   |                   | 91  |     | 出前講座事業【再掲】                         | 環境センターの環境指導員やエコロジスト・リーダー及び環境教育指導者(各分野の専門家や大学教授)を派遣し、環境学習(出前講座)を行う。                                                            | 環境センター                    |
|                                  |                   |                   | 94  |     | 地下水と土を育む農業等の推進【再掲】                 | 熊本の宝である地下水と土を50年先、100年先の未来に引き継ぐため、「地下水と土を育む農業」に対する県民の理解を促進し、その農産物の積極的な購入を通じて農家を支える県民運動を推進する。                                  | 農業技術課                     |
|                                  |                   |                   | 95  |     | 県内農林水産物等の地産地消推進【再掲】                | 県民や生産者、関係事業者及び関係機関における県内農林水産物等の優先的な活用や熊本の食文化等への理解促進のため、地産地消の推進に向けた取組を推進する。                                                    | 流通アグリビジネス課                |
|                                  |                   |                   | 96  |     | くまもとの森林環境教育推進事業【再掲】                | 消費者に森林の働きや木材の良さなどを理解してもらうため、県民へ木のぬくもりや香りに親しむ環境を提供し体感してもらう教育活動である「木育」を推進する。                                                    | 林業振興課                     |
| ■基本的方向性4<br>消費者行政を推進するための連携体制の強化 | 1 各分野における施策間の連携強化 |                   | 113 | 111 | 熊本県消費者行政推進本部等の開催                   | 消費者行政の推進に係る施策に取り組んでいる関係部局が連携し、県消費者基本計画に基づく施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、熊本県消費者行政推進本部(同本部幹事会)を開催、又は情報共有する。                               | 消費生活課                     |
|                                  |                   |                   | 114 | 112 | 消費生活審議会の開催                         | 消費者の意見を反映し、消費者の利益の擁護を図り、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議するため、消費生活審議会を開催する。                                                             | 消費生活課                     |
|                                  |                   |                   |     | 100 | 消費者教育推進地域協議会の開催【再掲】                | 消費者教育を推進するため、消費者教育推進地域協議会を開催し、有識者の意見を聴き、施策に反映させる。                                                                             | 消費生活課                     |
|                                  | 2 関係機関との連携・協力     |                   | 115 |     | 県消費生活センターに寄せられた消費生活相談の関係機関への情報提供件数 | 消費者被害の未然防止、拡大防止のため、事業者・事業者団体に対して改善要求等を行うとともに、国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。                            | 消費生活課                     |
|                                  |                   |                   |     | 3   | 市町村に対する消費者被害情報提供【再掲】               | 市町村における消費者啓発・情報提供を支援するため、県民に必要な重大事故情報等、タイムリーな消費者被害情報を市町村に提供する。                                                                | 消費生活課                     |
|                                  |                   |                   |     | 98  | トラブル対処法等被害防止講話【再掲】                 | サイバー犯罪被害防止のため、県内の学校、保護者、教育関係者等を対象に、インターネットや携帯電話等に関するトラブルの現状とその対処法についての講話を実施する。                                                | 警察本部サイバー犯罪対策課             |